

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス及び求人と求職の照会、その他紹介のサービスに付随するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>35 %</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>35 %</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておらず、別途加算となります。

※上記手数料を上限とし、詳細に関しては別途協議の上、取り決めに交わします。

返戻金制度に関する事項

紹介した求職者が、入社（入職）後に退職に至った場合の支払い済みの紹介手数料の返金の取り決めは下記の通りとします。

対象期間	返戻金額
①入社後1ヶ月未満の退職の場合	支払われた紹介手数料の <u>100 %</u> を返金
②入社後1ヶ月以上2ヶ月未満の場合	支払われた紹介手数料の <u>50 %</u> を返金
③入社後2ヶ月以上3ヶ月未満の場合	支払われた紹介手数料の <u>30 %</u> を返金